

広島県告示第五百四十二号

次の広島県告示で指定した特定農業用ため池の指定を解除した。

令和四年七月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

|        |                  |
|--------|------------------|
| 告示番号   | 令和二年広島県告示第七百七十八号 |
| 所在地    | 特定農業用ため池の名称      |
| 広島県呉市  | 橋本池1号(別表一のとおり)   |
| 広島県三原市 | 横郷池(別表二のとおり)     |

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 告示番号  | 令和三年広島県告示第四百三十号 |
| 所在地   | 特定農業用ため池の名称     |
| 広島県呉市 | 炭釜上田池(別表一のとおり)  |

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 告示番号  | 令和三年広島県告示第六百号      |
| 所在地   | 特定農業用ため池の名称        |
| 広島県呉市 | 桐山池1号外一箇所(別表一のとおり) |

別表一から別表二までは、添付を省略し、広島県のホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。